

# 佐賀大学基金

## 設立趣意書

佐賀大学は、平成15年10月に旧佐賀大学及び旧佐賀医科大学の統合により新しい「佐賀大学」として誕生し、平成16年4月に国立大学法人佐賀大学となりました。

本学は、緑豊かな自然に囲まれた環境の中で、文化教育・経済・医・理工・農の5学部からなり、各学部の上にある大学院と併せ、学生数約7,300名を擁する総合大学で、海洋温度差発電やシンクロトン光応用研究など独自の研究を行っております。



また、大学には300名を超す留学生が学んでおり、外国との学術交流協定もアメリカ合衆国、英国、フランス共和国、カナダ、オーストラリア、中華人民共和国、台湾、タイ王国、大韓民国など世界に跨る122の大学と締結し、国際化の促進にも積極的に取り組んでおります。同様に、地域貢献にも積極的に取り組み、佐賀県内の各市町と協力協定を締結し、佐賀市を初めとする地域創生事業など様々な事業を実施しております。

大学発展のためにこれらの事業を円滑に遂行していくには多くの経費が必要であるにもかかわらず、法人化後、国の施策によって国立大学法人への基盤的経費は毎年減少する傾向にあります。

今後、本学が、佐賀大学憲章に掲げた理念を実行していくために、また、佐賀の地域と共に未来に向けて発展し続ける大学を目指すためには、財政基盤の強化が不可欠です。

そこで、この度、恒常的に安定した財政基盤を確保するため「佐賀大学基金」を設立することといたしました。

つきましては、卒業生諸氏、保護者の皆様、関係各位におかれましては、佐賀大学基金にご理解をいただくと共に、何とぞ本趣旨にご賛同を賜り格別のご支援をお願い申し上げます。

平成21年10月

国立大学法人佐賀大学

学長 佛淵 孝夫

## 1. 事業

学術交流及び国際交流の一層の推進を図ることを目的として、次の事業を行います。

### 学術振興事業

(1) 学術研究の推進

学会開催，学術出版物，学術講演会，学術図書・資料の整備等への助成

(2) 本学の行う事業の推進

開学記念事業，公開講座の開催，広報活動等への助成

### 国際交流事業

(1) 研究者等の海外派遣への助成

(2) 外国人研究者等の招へいへの助成

(3) 外国人留学生への援助

(4) 本学学生の海外留学への助成

(5) 国際研究集会の開催及び共同研究の実施への助成

(6) その他国際交流に必要な事業の推進への助成

## 2. 寄附のお申し込みについて

添付の別紙様式に記入の上、佐賀大学基金事務局宛にお申込ください。

折り返し振込依頼書等を送付いたします。

## 3. 寄附金に対する免税等の取扱い

(1) 個人からのご寄附

当該年度所得の40%又は特定寄附金の額のいずれか少ない金額から、  
2,000円を引いた額が、当該年度の所得から寄附金控除額として控除  
されます。 (所得税法第78条第2項第2号)

(2) 法人等からのご寄附

全額が損益算入可能です。 (法人税法第37条第3項第2号)

## 4. 問合せ先

佐賀大学基金事務局（佐賀大学総務部内）

〒840-8502 佐賀市本庄町1番地

TEL 0952-28-8390

FAX 0952-28-8118

メールアドレス kikin@mail.admin.saga-u.ac.jp

別紙様式

平成 年 月 日

佐 賀 大 学 長 様

寄 附 者  
住 所  
氏 名

印

下 記 の と お り 寄 附 し ま す。

記

- 1 寄 附 金 額 円
- 2 寄 附 先 佐賀大学基金
- 3 寄 附 の 目 的 学術交流及び国際交流の推進のため